

平成 27 年

第 1 回市議会定例会 議案第 54 号

函館市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備  
および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る  
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定め  
る条例の一部改正について

函館市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備および運  
営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効  
果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を  
次のように定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備  
および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る  
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定め  
る条例の一部を改正する条例

函館市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備および運  
営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効  
果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 25 年函館市条例  
第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 4 項中「前 3 項」を「第 1 項から第 3 項まで」に改め，同項  
を同条第 5 項とし，同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通  
所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し，夜間および深夜に単独  
型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供  
する場合に限る。）には，当該サービスの内容を当該サービスの提供  
の開始前に市長に届け出るものとする。

第 9 条第 1 項中「第 45 条第 6 項第 2 号」を「第 45 条第 6 項」に，

「第45条第6項第3号」を「第45条第6項」に改める。

第10条第1項中「，指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「または指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項または法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め，「指定地域密着型介護老人福祉施設」の後ろに「においては施設」を加え，同条第2項中「第45条第6項第4号」を「第45条第6項」に改める。

第38条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，第8条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は，第1項および第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第45条第6項各号列記以外の部分中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に，「当該各号」を「同表の中欄」に改め，「ときは，」の後ろに「同表の右欄に掲げる」を加え，同項各号を削り，同項に次の表を加える。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定地域密着型特定施設，指定地域密着型介護老人福祉施設または指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施	前項中欄に掲げる施設等，指定居宅サービスの事業を行う事業所，指定定期巡回・	看護師または准看護師

設等のいずれかがある場合	随時対応型訪問介護看護事業所，指定認知症対応型通所介護事業所，指定介護老人福祉施設または介護老人保健施設	
--------------	--	--

第45条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項ただし書中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第46条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「もしくは」を「，」に改め、「を含む。）」の後ろに「もしくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の後ろに「（指定地域密着型サービス基準条例第194条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第48条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人（」の後ろに「登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員，」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人または27人	16人
28人	17人

29人	18人
-----	-----

第64条中「第45条第6項各号」を「第45条第6項」に改める。

第66条中「および第32条から第39条まで」を「、第32条から第37条まで、第38条（第4項を除く。）および第39条」に改める。

第67条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第75条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第87条中「第37条から第39条まで」を「第37条、第38条（第4項を除く。）、第39条」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

#### （提案理由）

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、指定介護予防認知症対応型通所介護事業の設備および運営の基準に関する規定等を整備するため